平成２３年（フ）第３９８号
群馬県富岡市七日市32番地　Ｂ－９号
債務者　黛　キヨミ
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８４号
神奈川県秦野市南矢名933番地　コーポますやヒルサイドＢ102号
債務者　小谷野　勉
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４８９号
静岡県御殿場市東田中１丁目14番15号　川端ハイツＢ５、前住所静岡県御殿場市東田中112番地の１　ノースパレスデュオＢ202
債務者　上岡るり子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７０１号
愛知県東海市荒尾町小池118番地の１　８棟404号
債務者　山崎キミ子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５４号
愛知県一宮市東五城字若宮34番地　東五城団地２棟302号
債務者　金子　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８６号
京都府亀岡市東別院町鎌倉雁松３番地８
債務者　菊田　　修
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
京都府亀岡市東別院町鎌倉雁松３番地８
債務者　菊田　和美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４５２５号
大阪府吹田市岸部北１丁目17番１―102号
債務者　田中栄子こと　**袞**　　榮子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５１号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番25―1106号
債務者　幸田　理沙
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２９５号
大阪市城東区今福西１丁目５番20号、事業所所在地住所地に同じ
債務者　酒房洋子こと　永田　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３１９号
大阪市東淀川区豊里６丁目15番５号　メゾンＹＡＧＩ―202号
債務者　中島　賢二
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３０号
大阪市港区田中３丁目１番130号　大阪市立第２港晴寮
債務者　大平　　**隆**
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４０号
大阪市住吉区長居東４丁目１番23―203号
債務者　吉田　昇平
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５１５号
大阪市東住吉区矢田７丁目７番26号　東住吉リバーサイドプラザ５―ち
債務者　酒井　達也
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５２２号
大阪市福島区野田２丁目２番１号リュウガヒラノビル50Ａ
債務者　角保設備設計こと　角保　敏明
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４２号
大阪府守口市大久保町４丁目35番４号、前住所岐阜県養老郡養老町宇田200番地１
債務者　淺野　雄介
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８２号
大阪府守口市南寺方南通２丁目８番６号、前住所大阪府守口市梶町１丁目52番26号
債務者　岡田　憲和
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部